

平成 26 年 12 月 25 日

各 位

本店所在地 山口県宇部市西本町二丁目 14 番 30 号
社 名 株式会社アルファクス・フード・システム
代 表 者 代表取締役社長 松崎 常男
(コード番号：3814)
問 合 せ 先 取締役経営管理部長 河原 克樹
電 話 番 号 0836-39-5151 (代表)
U R L <http://www.afs.co.jp/>

第 21 回定時株主総会における株主提案に対する反対の理由の補足説明

株主、取引先をはじめとする関係者の皆様におかれましては、当社の体制の変更以降に起きたことにつき、多大なご迷惑とご心配をお掛けしておりますことを心よりお詫び申し上げますとともに、平成 26 年 12 月 11 日付「第 21 回定時株主総会の付議議案決定および株主による臨時株主総会の招集の請求に対する当社の対応についてのお知らせ」でご案内している通り、第 21 回定時株主総会における株主が提案した第 3 号議案、第 4 号議案、第 6 号議案に反対する理由の補足説明および会社提案による第 1 号議案の補足説明に関して以下のとおり、具体的に説明申し上げます。

1. 議案の概要

(1) 第 3 号議案 取締役 4 名解任の件

取締役 4 名（取締役松崎常男、宇多田純三、福田省吾及び河原克樹）の解任をお願いするものです。

（会社注）以上は株主から提出された株主提案請求書の提案の内容及び提案の理由をそのまま記載したものであります。

<取締役会の意見>

解任対象となった取締役は、積極的に当社の経営改善に資するべく尽力していた事実が存在し、田村隆盛氏を代表取締役から解職した理由については、同氏主導の下での経営の効率化が客観的に達成困難と判断したものであります。

したがって、取締役会としては、本議案に反対いたします。

(2) 第 4 号議案 取締役 2 名選任の件

第 3 号議案による取締役 4 名の解任に伴い、新たに取締役 2 名の選任が必要となる。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)
堀江 義光 (昭和18年4月30日生)	昭和41年4月 (株)三和銀行 (現三菱東京UFJ銀行) 入行 平成6年6月 東和メックス(株) (現(株)TBグループ) 取締役 平成13年6月 同社代表取締役社長 平成17年6月 同社取締役相談役 平成20年12月 当社監査役就任 (現任)
藤井 由実子 (本名：田村由実子) (昭和42年11月6日生)	昭和63年3月 比治山女子短期大学 幼児教育科卒業 昭和63年4月 学校法人中央幼稚園教員 昭和64年4月 学校法人恩田幼稚園教員 平成3年4月 株式会社アルファクス 入社 平成5年12月 当社 共同設立 平成11年9月 当社 取締役就任 平成18年2月 当社 執行役員 平成19年10月 ナチュラルグリーンリゾート株式会社 代表取締役社長 (現任) 平成22年11月 当社 マーケティング営業戦略部長 (現任)

(会社注) 以上は株主から提出された株主提案請求書の提案の内容及び提案の理由をそのまま記載したものであります。

<取締役会の意見>

提案いただいた内容では、取締役会として適正な運営が期待できず上場会社の取締役として、資本市場に対する信頼確保の点で懸念が残らざるを得ない面が存すると考えております。したがって、取締役会としては、本議案に反対いたします。

(3) 第6号議案 会計監査人選任の件

現任の東京さくら監査法人は、次期株主総会終結時を以て任期満了となりますので、新たな会計監査人の選任をお願いするものです。なお、当該議案は、東京さくら監査法人の解任を理由として新たな会計監査人の選任を求めるものではありません。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

名 称	監査法人ソニック
代表社員	茂木勝美、松高泉
事 務 所	東京都渋谷区代々木2丁目39番7号
沿 革	平成17年11月7日 監査法人設立 平成22年7月22日 法人名称を監査法人ソニックに変更
社員構成	代表社員 2名 社員 4名 公認会計士 6名
概 要	監査関与法人 15法人

(会社注) 以上は株主から提出された株主提案請求書の提案の内容及び提案の理由をそのまま記載したものであります。

<取締役会の意見>

当社としましては、東京さくら監査法人による監査は、客観的に見て適切に進められていると認識しており、監査の継続性の観点から、さらには会計監査人として上場会社監査事務所としての登録を受けていることから、引き続き同法人が当社の会計監査を実施するのが適切と考えております。

なお、株主からの臨時株主総会招集請求の第4号議案では、会計監査人の解任が議案として

提案されており、かつ、提案の理由として、「会計監査人東京さくら監査法人による職務の執行に支障があると判断した」という点が挙げられております。このことから、それぞれの提案理由には整合性がないと認識しております。

また、提案を受けた監査法人については、上場会社監査事務所としての資格を有していない点で適当ではないと考えております。

したがって、取締役会としては、本議案に反対いたします。

2. 株主提案に対する反対の理由の補足説明

(1) 第3号議案 取締役4名解任の件

平成26年11月7日付で田村氏より送付された株主提案権の行使に関する書面に記載された株主提案によれば、「取締役4名は、当社の前代表取締役かつ大株主である田村隆盛が進めようとした会社経費削減案等に非協力的であり、平成26年10月18日開催の臨時取締役会において、当時の代表取締役田村隆盛を代表取締役から解職した」とあります。しかしながら、当社は、下記3の通り、代表取締役の解職が正当な理由に基づくものであったと考えております。

当社においては、経費削減案が議論される場合、具体的な実施される時期から遡っておおむね3ヶ月～1年前に取締役会に提出され、その後具体的に協議・検討された上で実行されることとなります。しかしながら、当社では取締役会で経費削減についてこれまで議論された事実は無く、監査役会における検討すら無いまま、平成26年10月10日以降、突然に提出された案であります。

かえって、解任の対象とされている取締役4名は、積極的に当社の経営改善に資するべく尽力しております。また、田村氏を代表取締役から解職した理由については、下記3のとおりであり、もはや同氏主導の下での経営の効率化が客観的に困難と判断し、断腸の想いで断行したものであります。

(2) 第4号議案 取締役2名選任の件

追加の意見はございません。

(3) 第6号議案 会計監査人選任の件

追加の意見はございません。

3. 田村氏を代表取締役から解職したことに対する当社の見解

当時当社代表取締役であった田村隆盛氏（以下「田村氏」）の意向を受けて、宇多田取締役が平成26年10月10日の定例取締役会で、「データセンターの建設と着手」について提案しましたが、その内容は、提案者であったデータセンター担当の宇多田取締役ですら、その具体的内容（独立電源である太陽光発電システムについての費用を殊更に過小評価している点、データセンターの心臓部であるサーバーにつき、蓄電池設備の製造元が手作りで作成することにより安価なものを調達できるとした点など）につき疑問が多いとして反対したものであったばかりか、田村氏の所有するホテルの隣接地で田村氏が所有する土地を、第三者機関の価格鑑定も無いままに会社が購入して直ちに着工する内容となっており、宇多田取締役を含めた田村氏以外の全取締役のみならず全監査役も、このままでは決議できないとの意見で継続審議とし、翌月の取締役会で再検討とすることになりました。

ところが、当日夜から3度にわたって、全取締役、全監査役に対し、田村氏が大株主の地位を持ち出して、田村氏以外の取締役4名が、経費削減等の経営合理化に協力しないため、10月18日に臨時取締役会を開催し、大株主として重要な決断をするとの主旨のメールを送ってきました。

その上で10月14日に、書面決議での取締役会を10月15日に開催する旨のメールが全取締役、全監査役に届きましたが、内容は、10月10日の議案「データセンターの建設と着手」と同じ内

容でした。

松崎取締役は、上記の状況を受け、田村氏に電話やメールで連絡を入れたものの田村氏からは何らの応答は無く、このまま決議すると、会社にとって重要であるはずのデータセンターの建設に名を借りて、会社の財産を傷つける利益相反取引を承認することとなるため、全取締役が書面決議に反対を表明しました。

これに対し、田村氏は、上述したとおり、大株主の地位を持ち出し、かつ代表取締役の権限を行使して、経費の削減などに田村氏以外の取締役が非協力的であるなどと主張を変えず、田村氏のデータセンター建設計画に賛同しないならば、大株主としての重要な決断、誰が見ても取締役の解任を示唆したことから、このままでは強引に賛同させられ、会社の財産を守ることが困難にならざるを得ない考え、やむなく田村氏自身が他の取締役の糾弾を行うために予定していた 10 月 18 日の臨時取締役会において、緊急動議を提案し、同氏を解職するに至りました。

4. 第 21 回定時株主総会の第 1 号議案 第 21 期（平成 25 年 10 月 1 日から平成 26 年 9 月 30 日まで）計算書類承認の件の補足説明

当社の監査役会の監査報告において、監査役 1 名（堀江義光氏）より会計監査人の監査の方法及び結果を相当でないと認める意見が表明されております。

しかし、現経営陣において、監査役の意見について詳細に検討しましたが、当該監査役の意見には全く合理的な根拠がありませんでした。今回の決算において当社の営業損失が約 2 億 5 千万円となった理由は、当時の代表取締役である田村隆盛氏がハンディー端末を棚卸端末として転用等して販売を行う計画でしたが、その販売実績が販売計画と著しく乖離したため一般的な会計ルールにしたがい評価損を計上致しました。当該処理に対して会計監査人の監査の方法と結果は取締役会として相当と判断しております。招集通知の監査役会の監査報告に記載の堀江監査役の主張した継続性の原則などとは無関係の問題であります。

以 上